

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会傍聴人規定

第1条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会時刻までに本審議会の庶務（東淀川区役所）を通じて会長に対し、別記様式による傍聴申込書を提出して許可を得なければならない。

2 前項の受付は到着順による。

3 傍聴申込人は第1項の許可があるまで会議場内に入ることができない。

4 会議の運営上必要な場合は傍聴人を制限することがある。

第2条 傍聴しようとする者が会議に支障を来す恐れがあると認められるときは会長は入場を許可しない。

第3条 すべての傍聴人は会議場内の秩序を守らなければならない。

第4条 傍聴人は委員の席を占め、公然と可否を表明し、発言を行い、もしくは騒ぎ立てるなど会議を妨害してはならない。

第5条 会長はこの規定に違反したと認める者に対しては注意を促し、なお改めないときは退場させることができる。

第6条 会議の運営上必要があると認めるとき、または傍聴席が騒がしいときは、会長は会議に諮って傍聴人を退席させることができる。

第7条 この規定は平成8年10月29日から施行する。

審議会傍聴申込書

年 月 日

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区

土地区画整理審議会会長様

申込人

住 所

氏 名

地区内に有する権利

年 月 日に開催される大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区

画整理審議会を傍聴したいので、審議会傍聴人規定により申し込みます。

- ご注意
1. 傍聴していただけるかどうかは議事規則により審議会に諮って決めることになっていますので、あらかじめご了承ください。
 2. 傍聴が許されたときは、傍聴人規定を遵守してください。